

## 指定管理者選定審査会における候補者の選定に伴う意見概要

1	施設名	近江八幡市立安土文芸の郷公園施設	
2	施設の概要	(1) 所在地	近江八幡市安土町桑実寺777番地外
		(2) 設置目的	市民の文化、芸術及び体育の振興並びに健康の増進をはかるとともに、国内外との交流の輪を広げ、創造的文化活動と生涯教育の推進に資する。
		(3) 開場・開館日	1月5日から12月27日 (月曜日及び休日の翌日を除く)
		(4) 施設等の概要	敷地面積 116,000㎡ 建物構造 鉄筋コンクリート造 2階建 1,938㎡ 他5棟 5,107.74㎡ 施設内容 文芸セミナリヨ あづちマリエート 安土城天主信長の館 等
3	指定管理業務に関する概要	実施方法	特例（公募によらない）
		指定期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで（3年間）
		管理業務内容	(1) 施設又は設備（以下、「施設等」という。）の使用の許可に関する業務 (2) 施設等の維持管理に関する業務 (3) 利用料金の徴収等に関する業務 (4) 文化及び芸術の振興を図るための事業 (5) 体育の振興及び健康の増進を図るための事業 (6) 安土文化の振興普及に関する事業 (7) 国際感覚を醸成するための事業 (8) 観光及び地場産業の振興に関する事業 (9) 健康づくり、介護予防に関する事業 (10) 多世代交流に関する事業 (11) その他施設の設置目的を達成するために必要な事業
		管理料参考額	(上限額)125,952,000 円 指定期間の管理料限度額 (消費税及び地方消費税を含む)
4	指定管理者の候補者	所在地	近江八幡市安土町桑実寺777番地
		名称	公益財団法人 安土町文芸の郷振興事業団
5	審査方式	採択方式	
	審査概要及び意見等	選定審査会委員	(敬称略、順不同)  平居 新司郎 (公認会計士・税理士) 岩井 由紀子 (社会保険労務士) 江南 仁一郎 (近江八幡市副市長) 益田 卓弥 (近江八幡市総務部長)

5	審査概要及び意見等	審査基準	
		1	利用者の公平な利用の確保及びサービスの向上が図れるものであること
		2	適切な維持及び管理のもと、当該施設の目的に基づいた効果を最大限に発揮するものであること
		3	管理経費の縮減が図れるものであること
		4	施設の管理を安定して適確に遂行するに足る物的能力及び人的能力を有するものであること
		5	その他(危機管理体制、個人情報の保護措置)
	審査経過	<p>第1回選定審査会【令和元年年8月28日】</p> <p>* 特例により指定候補者を選定すること及び指定管理候補者を「公益財団法人 安土町文芸の郷振興事業団」とすることについて</p> <p>第2回選定審査会【令和元年年10月23日】</p> <p>* 申請書類の審査、施設管理担当課に対してヒアリングを実施</p>	
	特例にて選定する理由	<p>近江八幡市立安土文芸の郷公園は、地域における文化芸術、体育振興の発信基地として近江八幡市の文化・体育施設の核となる複合施設である。</p> <p>近江八幡市では、幼児から高齢者までの幅広い世代が文化芸術に触れ、健康づくりができる地域に根指した事業展開が図れる施設、加えて観光施策との連携が図れる施設といった文化、体育及び観光振興の拠点施設として位置付けているところである。</p> <p>このような中、現在の指定管理者である安土町文芸の郷振興事業団は、当施設の設置目的を果たすために設立された団体であり、平成6年に安土文芸の郷が設置されてから今日まで文化芸術、体育振興行政の一端を担い活動してきた。平成24年度には公益財団法人へ移行し、定款において目的を定め、責務を明確にしたうえで、運営面においては、信長まつりやVR安土城の上映など、地域の関係諸団体との協力と地域住民との連携のもと、地域ぐるみでの歴史・文化活動の展開や観光施策との連携強化も図り、施設の設置目的に資する各種事業等を発展をさせ、その管理運営実績は市の文化芸術、体育振興の観点からも高く評価できるものである。</p> <p>以上のことから、当施設の設立当初から管理運営に携わってきたノウハウを十分に活かし、公益財団法人として今後さらなる公益性の高い事業を実施することが期待できるため公益財団法人安土町文芸の郷振興事業団を指定管理者とすることが適切と判断する。</p>	
	審査意見	<p>特例により指定候補者を選定する理由や、申請者からの申請内容、施設管理担当課に対して行ったヒアリング内容等を基に総合的に判断し、申請者を指定管理候補者とすることを認める。</p>	